

団体事務局用 管理点と適合基準の主要改定点一覧【2012】→【2016】

説明No.	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
1	削除	1.1団体の基本情報の把握	2012版の⑥農産物取扱い施設の名称と所在地 → 削除	農場用の1.1適用範囲⑥に記載があるため削除した。
2	削除	1.2団体の組織体制	2012版の③農産物取扱い施設の管理責任者 → 削除	農場用の2.1責任と権限①4)に記載があるため削除した。
3	新規	1.2.1団体事務局の責任者と内部監査の責任者	<p>団体事務局の責任者は下記のeについて、内部監査の責任者は下記のa～f全てについて学習したことを説明できる。</p> <p>a.食品安全衛生を含むGAPに関する最新知識 b.ハザード分析に基づくリスク評価に関する知識 c.農薬、肥料、労働安全、及び環境保全に関する基本的な知識 d.人権・福祉及び労務管理に関する基本的な知識 e.マネジメントシステム(団体統治)に関する知識 f. 監査に関する知識の保有及び監査能力</p> <p>※a,b,c,dについては「JGAP農場用 管理点と適合基準」の理解を含む。 ※e,fについては「JGAP団体事務局用 管理点と適合基準」の理解を含む。</p>	<p>団体事務局の責任者と内部監査の責任者は団体統治の要であるため、JGAPに必要な要素を当然学習しておく必要がある。従来は、総合規則2014の11.13と11.14で内部監査員の力量の要件と同様の力量があることを推奨するとしていたが、今回は適合基準に要求することとした。</p>
4	追加・削除	1.3団体を構成する農場の情報	<p>団体を構成する農場について、下記の情報が登録されている。</p> <p>① 農場名、所在地、連絡先、経営者名 ② 農場の責任者 ③ 圃場と施設の所在地 ④ 栽培中又は栽培予定の品目 ⑤ 品目ごとの栽培面積 ⑥ 品目ごとの個選・共選の区別</p>	<p>農場用 管理点と適合基準の1.1適用範囲で追加要求としたため①経営者名を追加した。</p> <p>農場用 管理点と適合基準の1.1適用範囲③で生産工程カテゴリーを要求し、適用する工程が明確になったため団体2012の⑥個選・共選の区別を削除した。</p>
5	削除・追加	2.1団体と農場の契約	<p>団体事務局は団体を構成する農場と契約を結んでいる。団体事務局と農場の間で交わされた契約文書には以下の内容が含まれている。</p> <p>① 団体名称、団体の代表者名と住所・連絡先 ② 団体事務局の名称、所在地、連絡先 ③ 農場名、所在地、連絡先、経営者名 ④ 団体の方針と指導に従って生産することの合意 ⑤ 契約違反の場合の措置に関する合意</p>	<p>団体の代表者名だけでなく団体名称も必要であり、住所・連絡先については団体事務局の連絡先が必要であるため修正した。</p> <p>①団体名称 → 追加、団体代表者の住所・連絡先 → 削除 ②団体事務局の名称、所在地、連絡先 → 追加</p> <p>農場用 管理点と適合基準の1.1適用範囲で追加要求としたため③経営者名を追加した。</p>
6	追加	2.2団体と外部委託先の契約	<p>⑥ 外部から監査を受けること及び不適合がある場合には是正処置を求める可能性があることについての合意</p>	<p>外部委託先への外部審査のためにはこの合意が必要であるため追加した。</p>

説明No.	事由	管理点番号等	改定概要	変更意図、説明等
7	変更	4.1.2利害関係を排除した内部監査の実施	<p>① 内部監査員・内部監査補佐役がJGAP審査の対象となる農場の関係者の場合、その農場は別の内部監査員・内部監査補佐役によって監査されている。</p> <p>② 内部監査員が団体事務局の関係者の場合、団体事務局の内部監査はその業務を担当しない本人以外の内部監査員によって実施することを原則とする。内部監査員が一名のみの場合には自己点検でもよいが、外部による審査の開始前にその事実を審査員へ申告している。</p>	事務局はサンプリングではなく必ず外部審査が行われるため自己点検でも可能とした。
8	変更	4.4.1外部委託先に対する内部監査の実施	<p>なお、外部委託先が、JGAP、その他日本GAP協会の認める第三者認証を受けていることが確認できる場合、外部委託先への内部監査を省略することができる。</p>	GFSI承認をはじめ様々な認証がある中で固有の認証は適合基準には記載しないで日本GAP協会で都度更新できる形とした。
9	削除	6.1団体内でのトレーサビリティ	<p>① 出荷する商品は農場及び圃場を特定できる。「特定」とは、複数の農場が含まれてもよいが、可能性のない農場及び圃場が含まれてはならない。</p> <p>② また、農産物の出荷先は出荷ロットごとに記録されている。</p>	団体でのトレーサビリティは農場が特定できれば、あとは農場用管理点と適合基準のトレーサビリティ管理点で対応できるため団体2012の①の圃場及び②全体を削除した。
10	変更	9.1団体事務局によるJGAPマークの管理	<p>JGAPマークを使用する場合、団体事務局の管理の下、認証農産物にのみJGAPマークを使用している。</p>	<p>審査で詳細なJGAPマークの使用方法について確認することは現実的でない判断し、JGAPマークの適合基準はこの1点のみ確認することを求めた。</p>
11	削除	9.2JGAPマークは適切に使用されている		
12	削除	9.3JGAPマークの使用方法は規定に従っている		
13	変更	10.1団体・農場管理マニュアルの発行	<p>団体・農場管理マニュアルを作成または改定する場合は、下記の手続きを実施していることが記録でわかる。</p> <p>① 団体事務局の責任者及び内部監査の責任者により作成されている。</p> <p>② 内部監査員の要件を満たす者によって管理点3.2が検証されている。</p> <p>③ 団体の代表者によって承認されている。</p>	団体統治の要である団体事務局の責任者及び内部監査の責任者がマニュアル作成に深く携わることが必要と判断し追加した。
14	追加	10.2団体・農場管理マニュアルの最新版管理	<p>団体・農場管理マニュアルが改定された場合には下記を実施している。</p> <p>① 旧版と新版が明確に識別されている。</p> <p>② 変更された内容について関係する団体事務局の担当者や農場に説明を実施し理解させている。</p>	3.3のマニュアルの周知で読み取れるものの、改定された場合の変更点を理解することは重要として別に切り出した。